



令和3年2月24日
総合政策局安心生活政策課

公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）を作成しました ～認知症の人もいきいきと暮らしていける地域社会を目指します～

国土交通省では、接遇を通して認知症の人や家族がいきいきと暮らしていける地域社会を実現していくことを目的に、「公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を作成しました。

平成30年5月に交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を作成し、交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保し、高齢者、障害者等の移動等円滑化を推進してきたところです。

一方、令和元年6月に決定した「認知症施策推進大綱」において、認知症の人対応のための公共交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進することとされました。

今般、学識経験者、障害者等関係団体、交通事業者等の参画のもと「公共交通事業者等における認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会」（委員名簿は別紙2）において検討を行い認知症の人への対応を行う際の留意点等をまとめた「公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を作成しました。

【公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）の概要】

- 別紙1のとおり

【参考】

- 「公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」については、国土交通省のホームページ（下記）にて公表します。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000257.html

<問い合わせ先>
国土交通省総合政策局安心生活政策課
川口、渡辺
TEL：03-5253-8111（内線25-503）
03-5253-8306（直通）
FAX：03-5253-1552

交通事業者向け接遇ガイドライン(認知症の人編)の概要



別紙1

■認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)(抄)

- (1) 認知症バリアフリーの推進 (2) 移動手段の確保
○ ソフト面では、認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。

序. ガイドラインの目的等

【目的】
交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保し、接遇を通して認知症の人や家族がいきいきと暮らしていける地域社会を実現
【対象事業者】
鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空事業者

【位置付け】

交通事業者各社が自社のマニュアルを作成・改訂する際に指針となるものであり、交通事業者が実施することが望ましい事項を具体的に目安として示すもの

【接遇対象者】
認知症の人

III. 交通モード別の応対【次ページ】

IV. 緊急時・災害時の応対

- ・緊急時・災害時における安全な移動ルート確保や多様な手段による情報提供等の基本的な配慮事項について整理

I. 接遇の基本

- 接遇対象者の移動等に際しての困りごとを理解し、移動等円滑化を図るために必要なことは何かを聞き、考える。

II. 基本の応対

- 認知症の人が困っているときは、まずは「安心してもらうこと」が重要。

○認知症の人の特性と困りごと

特 性	・外見ではわからりにくく、困っていることや不安を口に出しにくい、 ・記憶障害、見当識障害、判断力・理解力の低下 等
困りごと	・目的地の駅名などを忘れてしまう、乗り過ごしてしまう、行先はわかつても乗り場がわからなし ・機械の操作や時刻表などの理解が難しい 等

○認知症の人の基本的な接遇方法

- 落ち着ける環境に移動するなどしたうえで、
・驚かせない
・急がせない
・自尊心を傷つけない という3つの原則に則った対応を心掛ける。

V. PDCAを備えた体制の構築

- ガイドラインに基づく教育内容をプラッシュアップできる体制構築の方を整理

交通事業者向け接遇ガイドライン(認知症の人編)の概要



国土交通省

III. 交通モード別の応対

・交通モード別に認知症の人の接遇の方法について整理しています。なお、交通モードによつて、接遇を行うべき場面には異なりますので、交通モードを利用する流れに沿つて、接遇方法、対応の事例について紹介しています。

① 交通モード別(鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空)に整理

② 特性別(認知症の人)に整理

③ 場面別(予約、改札、構内移動、乗降、車内、乗り換え等)に整理

・ 基本的に実施することが望ましい接遇方法を整理

・ 接遇の際に心に留めておくべき留意点を整理

・ 基本の接遇を上回って実施している事例を紹介

【基本の接遇方法】

1 予約、改札利用、切符購入	認知症の人
----------------	-------

■電話や窓口で接遇をするとき

…説明や対応を理解していない場合があります。理解しているか、簡単な質問（同時に2つ以上のことを説明しないなどの工夫が必要）で、ひとつひとづつ確認します。また、予約時に認知症であることを自己開示している場合には同伴者の有無、支援の要否を確認します。

■きつぶの購入が難しいと対応を求められたとき、困っているとき

…行先を忘れてしまった、困難な表示がわからない、操作がわからぬなどの場合があります。まずは何に困っているかを確認し、支援を行います。

■改札の入場ができないと対応を求められたとき、困っているとき

…自動改札機の使い方がわからぬ、きつぶを紛失してしまった、きつぶの入れ口がわからなくなってしまったなどの場合は何に困っているかを確認し、支援を行います。

○対応の留意点

- 行先などの標記をする際は、**落ち着いた状態で理解を確認しながら**示します。
- ①落ち着ける場所でゆっくりとヒントを示しながら書き出します。
- ②行先の書かれたもの、乗客の連絡先が書かれたものがない場合は、
- ③行先がわからない場合は、**監視や地域の支援者の連携により解決**しましょう。

※繰り返しての説明、メモによる内容表示などが必要です。

●機械(券売機、自動改札機等)の使い方の説明は、ゆっくり、順番に…具体的な工夫を、順番に区切りながら説明し、一緒にゆっくりと操作します。

●接遇や案内表示の内容の説明は、**具体的に**…頭を指さないとして、ゆっくりと説明します。

●個人窓口においてインター部分を介して室内をするととき

…説明を理解していない場合があります。簡単な質問を繰り返し、理解しているかを確認します。同時に2つのことなどを説明しないなどの工夫が必要です。理解しているかを確認すれば、「近くに駅がありますか？」その人に聞いてみましょう」など、周囲のお客様に協力を求めることが重要です。

○対応の留意点(参考)
○切符購入、ICカードのチヤージの手伝いをしていく。
□わからないければ、**簡単の方に**わかりやすい対応をしてもらつた。
□一般的の利用者に最初に教えてもらつた。

公共交通事業者等における認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会
(敬称略・順不同)

【有識者】

中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
永田 久美子	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター 副センター長
丹羽 菜生	中央大学研究開発機構 助教
三村 將	慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室 教授

【障害者団体等】

原 等子	公益社団法人認知症の人と家族の会 理事 (新潟県立看護大学看護学部 准教授)
吉田 哲朗	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事兼バリアフリー推進部長
中田 哲行	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
下坂 厚	公益社団法人認知症の人と家族の会

【公共交通事業者】

阿部 真臣	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 サービス品質改革部次長
榊原 篤	東海旅客鉄道株式会社 営業本部 副本部長
佐伯 祥一	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部 駅業務部部長
滝澤 広明	一般社団法人 日本民営鉄道協会 運輸調整部長
石島 徹	一般社団法人 日本地下鉄協会 業務部長
稻田 浩二	公益社団法人 日本バス協会 業務部長
熊谷 敦夫	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 ケア輸送等総括
熊谷 敦夫	一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 専務理事
畠山 博文	一般社団法人 日本旅客船協会 企画部長
村山 公崇	一般社団法人 日本外航客船協会 法務保険委員会委員 (郵船クルーズ株式会社 運航部長)
佐久間 真一	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会 事務局長
奥山 哲也	定期航空協会 部長

【国土交通省】

森高 龍平	鉄道局 鉄道サービス政策室長
大辻 統	自動車局 旅客課長
星 明彦	自動車局 総務課企画室長
秋田 未樹	海事局 内航課長
高木 正人	海事局 外航課長
西尾 保之	港湾局 産業港湾課長
北村 朝一	航空局 航空ネットワーク企画課長
黒須 卓	航空局 航空事業課長
真鍋 英樹	総合政策局 安心生活政策課長